

光明皇后の造営事業と造瓦ノート (2)
法隆寺東院の造営と光明皇后

次 山 淳

富山大学人文学部紀要第 76 号抜刷

2022 年 2 月

光明皇后の造営事業と造瓦ノート（2） 法隆寺東院の造営と光明皇后

次 山 淳

はじめに

この一連の作業では、奈良時代の平城京周辺でおこなわれた造営事業を、歴史考古学の方法を通じて構造的に捉えていくための視点として、光明皇后（701～760）により行われた造営事業を、造瓦を軸に整理・検討していくことを目的としている¹⁾。

光明皇后あるいはその家政機関である皇后宮職の関与が指摘されている造営事業を、地理的な位置と所用瓦のありかたから整理すると、A：平城京・皇后宮、法隆寺東院、恭仁京・皇后宮、法華寺、B：興福寺五重塔、興福寺西金堂、新薬師寺、C：東大寺上院地区、東大寺、の3つのグループに分けることができる。

基礎的な作業としては、個々の造営事業とそれともなう造瓦に関する史・資料および先行研究を整理し、軒瓦の系統性から各グループ内での事業相互のありかた、そしてグループ間のありかたを時間的・空間的に確認していくことになる。

前稿では、Aグループのなかで年代の定点となる法隆寺東院について、造瓦に関する先行研究をたどり、研究の現状を整理した。そこでは、① 法隆寺東院の創建軒瓦が軒丸瓦6285B-軒平瓦6691Aであること²⁾、② この6285B-6691Aは、光明皇后が育ち、父藤原不比等から受け継いだ旧藤原不比等邸（後の法華寺）の所用瓦6285A-6667Aの系譜上にあること、③

瓦範使用期間の初期段階の6285B-6691Aが旧藤原不比等邸周辺で出土することから、当初6285B-6691Aは、旧藤原不比等邸において6285A-6667Aの補足瓦として製作され、その後に法隆寺東院の所用瓦となったこと、さらに④ 軒平瓦6691Aの瓦範は、恭仁宮大極殿・内裏などの所用瓦の製作に使用され、還都後の平城宮第二次大極殿院で再度製作・使用されること、などが知られ、これらのことから、法隆寺東院でのこの瓦範を用いた製作の下限が、恭仁宮の造営期間（天平12年12月～同15年）となることが理解された。

ところで、法隆寺東院の造営に光明皇后が関与したことは、近年の通説として紹介されているが³⁾、このことを直接的に記述した史料はなく、諸史料の検討および上述の造瓦の検討から導き出されたものである。そこで本稿では、史料による法隆寺東院造営年代の検討を中心に、東院造営と光明皇后との関わりについての研究史をたどることで、学説の形成史を整理することとしたい。

1 法隆寺東院造営に関する史料

法隆寺東院創建の事情を記した基本史料は、『法隆寺東院縁起』⁴⁾(以下『東院縁起』), およびその後半にあたる東京国立博物館所蔵の法隆寺献納宝物『皇太子御齋会奏文』⁵⁾である。また、これらとともに東院の資財帳である『法隆寺縁起并資財帳』⁶⁾(以下『東院資財帳』), および『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』⁷⁾(以下『法隆寺資財帳』)が検討の対象とされてきた。

これらの史料のそれぞれについて、来歴をはじめとする史料としての検討が多数おこなわれており、本来はその点についても整理しなければならないところであるが、ここでは次章における個別の指摘に譲り、機会をあらためて整理することとしたい。

造営記事のみえる『皇太子御齋会奏文』について、東野治之による書き下し文を、以下にあげる⁸⁾。

- 1……契、自ら覚る。世俗の晴弊を慨き、仏教の□□を慰む。
- 2此殿に於いて……す。是の日、天応じ地感じ、光を放ち祥を顕す也。然るに……
- 3无常を悟り、永く有生を厭う。自ら塵境を却き、夙に無□を称う。人、千古を歴、
- 4世、万年を移す。上宮の院は毀ちて基を余す無く、輦路は荒れて岳
- 5墳と為る。沈沈たる金地、万獣の曝骸を積み、幽幽たる宝庭、千齡の
- 6緑苔を生ず。是に於いて法師行信、其の荒墟を覩て、流涕感歎し、遂に以て
- 7春宮坊阿倍内親王に聞す。伏して惟みるに、春宮殿下、智は堯月に邁み、
- 8徳は舜日に倫う。機を紫極に佐け、一物の所を失うを懼る。化を丹階に翼け、
- 9百揆の諧うを弼けんと冀う。聴覧の余暇、心を玄門に寄せ、広く法徒を集め、
- 10将に聖教を弘めんとす。粵に天平十一年、歳は己卯に在る、夏四月十日を以て、
- 11即ち正三位藤原掇前朝臣に命じ、敬いて此院を造る也。天平
- 12七年、歳は乙亥に在る、十二月廿日、春宮坊、聖徳
- 13尊霊及び今見の天朝の奉為めに、法花経を講読する施料の衣服参□
- 14領、生絁肆佰匹、調綿壹仟斤、長布伍佰端を施納し
- 15賜う也。即ち令旨を被り、天平八年、歳は丙子に在る、二月廿二日、
- 16法師行信、皇后宮職大進安宿倍真人等を率い、講
- 17師律師道慈法師及び僧尼三百余人を請じ、始めて件経を講ず。施し
- 18賜う所の衣服等、施し用い己に尽く。以後、天平十九年二月 [], 撰
- 19津職住吉郡の墾田地貳拾伍町、播磨国賀古郡の
- 20墾田地壹佰町を施納し賜う也。即ち時に誓願すらく、此事、天地と与に
- 21して絶ゆること無く、日月と並びて長く栄えん。縦に含識を該み、横に稟氣に窮まり、
- 22同く此福を蒙り、共に大覚を証さんことを。若し此願を誤り、求むる所成らざれば、現に

23 災難を□し、後生悪趣なる者也。彼従り以来、毎年僧を請い、敬いて法
24 筵を設け、講復相繼ぐ。爰に天平十九年、歳は丁亥に次る、十一月
25 十一日を以て、件の法花修多羅、官事と成さんと欲するの表を僧綱に申し送る。
26 即ち件の表を以て聖朝に奏聞す。乃ち十二月十四日、僧綱の牒を被るに
27 倂わく、玄蕃寮の牒を得るに云わく、治部省の符を被るに倂わく、従四位下藤
28 原朝臣八束の口宣を奉るに倂わく、勅旨を奉るに倂わく、大安 一寺請う所の撰
29 論並びに修多羅衆は、請うに随いて講ぜ令めよ。今自り以後、永く恒例と為せ、てへれば、
30 謹んで勅旨を奉り、天平廿年、歳は戊子に在る、二月廿二日、元興
31 寺等講復僧の例に准じ、奉行すること件の如し。
32 平城宮に天下を治めしし天皇の勅旨。
33 勅を奉るは大僧都法師行信。
34 造院司長官巨勢奈弓磨朝臣、属正七位下平
35 群朝臣豊成等、
36 謹んで官裁を請い、此院並びに壑田等を造る。法師行信。
37 上座僧法備。
天平十九年二月廿九日、三綱 寺主僧令叡。
都維那僧慈輪。

2 東院造営に関する学説史

本章では、東院造営に関する諸見解を時系列に整理する。

A 喜田貞吉「斑鳩宮と斑鳩寺とに関する雑考」（1931）⁹⁾

前章で述べた史料から、東院の創建についてはやくに論じたのは、喜田貞吉である。喜田は、東院の造営については、『法隆寺東院縁起』が基礎資料となり、これをもとに「天平年間に至って、大僧都行信大いにその（斑鳩宮の）荒廃を嘆き、宮の廢墟について東院すなわち上宮王院を発願し、ついにその建立を見るに至った」とされているが、『東院縁起』はかなり問題のある史料である。前半部において、「天平11年に河内山贈太政大臣にこの院を造らせた」という記事があり、後半にも再び「以二天平十一年歳在己卯夏四月十一日、即命二正三位藤原摠前朝臣一敬造二此院一也」とあって、藤原房前による造営となっている。しかし、房前は天平9年に他界しており、不適切である。太政大臣を贈られたのも、天平宝字4年である。

この造営記事をどうとらえるのかにはいくつかの考え方が成り立つが、可能な解釈としては、行信の発願が天平11年の数年前にあり、房前が着手し、死後の天平11年にいたって完成したというものであろう。行信発願の造営ということについては、他に反証もないようであるので、上記にしたがい、天平年間の行信発願ということにしておく、とする。

B 太田博太郎「東院伽藍」(1971)¹⁰⁾

次に、『奈良六大寺大観』第五巻に掲載され、現在の通説的な認識の基本をなしてきたとみられる太田博太郎の文章を引用しておく。

法隆寺の東院は僧行信が斑鳩宮の故地が荒れるに委されているのを歎き、春宮坊に申請して天平十一年（七三九）に創立したというのが通説になっている。これは『法隆寺東院縁起』（以下『東院縁起』という。）によったものである。ところが、この書は奥書に法隆寺の学僧中院良訓が記しているように、元文元年（一七三六）八月、彼がつれづれのあまり古書を見ているとき発見したもので、書写の誤りも多く、見る人が取捨すべきものとしており、その伝来について疑わしい点がある。しかもこの書は明らかにいくつかの古記を寄せ集めたもので、最初の東院の縁起に関する部分も、初めの部分は末尾を欠き、つぎの天平十九年（七四七）の三綱の署名のある部分は首部を欠いている。にもかかわらず、形のうえではあたかも一つの文であるかのようにつづけて記されている。

この書が疑わしいことは、すでに喜田貞吉も指摘しており、『東院縁起』に「天平十一年は歳己卯にあり。夏四月十日。すなわち正三位藤原総（房）前朝臣に命じて、敬んでこの院を造る也」とあるが、『続日本紀』（以下『続紀』という）によれば房前は天平九年に死んでおり、十一年では辻褄があわない。また「造院司長官正三位巨勢奈弓磨朝臣」とあるが、この書の年紀天平十九年二月二十九日には、彼はまだ従三位で、翌二十年二月に正三位に進んでいる（『続紀』）。こうした点からみると、これによって天平十一年に東院が創建されたと決めることはためらわれる。

東院の資財帳である『法隆寺縁起并資財帳』（以下『東院資財帳』という。）も保安二年（一一二一）に田舎小屋の反故中からみつかったという日くつきのものであるが、この方は署名者、寺主法師隣信・上座法師菩提・可信法師臨照・同乗教・同願豊・同榮泰の六人のうち、前の四人は他の天平時代の文書にもみえているので、偽書とは思えない。これに東院の縁起が記されていれば、東院の創立の次第が明らかにできるが、残念なことに、首部を欠き、知ることができない。しかし、文中に天平九年に皇后が経七七九巻と『法華経』の経櫃を、律師行信が鉄鉢を奉納したと記しているところからみると、東院の創立は天平十一年よりも早く、少くも天平九年まで遡るのかもしれない。ただ、こうすると、『東院縁起』に「春宮坊阿倍内親王に奏聞して」とある文と食い違う。阿倍内親王（のちの孝謙天皇）が立太子したのは天平十年正月であるから、九年にはまだ春宮ではない（『続紀』）。行信が律師になったのも天平十年閏七月であるから（『続紀』）、これを遡称としなければならない。

しかし、いずれにしても、他にまったく所伝がないし、行信が多くの宝物を奉納していることは認められるから、現在のところでは天平十年頃、行信によって創立されたとしておく

ほかはなかろう。

C 高田良信「聖徳太子信仰の展開」（1973）¹¹⁾

高田良信は、法隆寺における聖徳太子信仰の変遷を述べるなかで、太子追悼の法要を記した記録のうち最も古いものとして、天平19年勘録の『法隆寺資財帳』をあげる。同書では、天平6年2月22日に光明皇后より施入物があり、つづく天平8年2月22日にも皇后および無漏王等より施入があった。2月22日は太子薨去の日であり、この日が選ばれたのは太子追慕の意味がある。特に、天平8年の施入物が仏分、聖僧分、通分等に充てられていることは、その日に法要が行われたことを意味し、丈六分、塔分、維摩像分等に充てられているのは、その法要が金堂および塔を中心として行われたことを示唆する。

天平11年、行信を中心として行われた上宮王院の造営は、国家寺院的要素を多分に含んでいた西院伽藍の復興とは異なり、もっぱら太子信仰の高揚を目的としたものであった。太子薨去の故宮の地に、その遺物を集め、太子の御霊屋的存在とすることになった。

なお、その法要の始行年代について、『東院縁起』は天平8年2月22日とし、『法隆寺別当記』は天平20年2月22日と伝えている。前者はいまだ上宮王院が造立していないことから信じがたく、後者は完成した頃であるから妥当といえる。ただし、後者も天平20年には道慈は寂していたとみられるため、道慈を導師とすることは不可能であることなどの問題がある、とした。

また、『東院縁起』の天平7年の記事から、法要の名称は不明なものの、太子奉賛の一行事として法華経の講読がおこなわれていることについてもふれる。

D 林 幹弥「上宮王院（法隆寺東院について）」（1977）¹²⁾

高田良信が、『法隆寺資財帳』にみえる天平8年2月22日の施入物を、仏分、聖僧分、通分等、丈六分、塔分、維摩像分等に充てられているとしたのに対し、光明皇后の施入は丈六分に限られるとしたうえで、『法隆寺資財帳』からは、太子の忌日を期して丈六分と各種の施入をみたことのみが知られるとする。そして、法会が行われたのは、法隆寺ではなく上宮王院（法隆寺東院）であるとし、『東院縁起』の記事を引き、行信が天平8年2月22日に太子追福の法会を修したことを記すのは、この事実を物語るとともに、この法会に光明皇后の意志が大きく作用したことを物語るとした。したがって、天平8年2月22日という時点では、光明皇后から法隆寺に対しては丈六分の寄進があり、同時に上宮王院では彼女の名の下に太子忌日の法会が行われた、とする。

また、天平7年には阿倍内親王はいまだ皇太子ではないことと、「春宮坊」という呼称などに問題点はあるが、天平7年には阿倍内親王の名のもとに法華経の講読がおこなわれ、同8年にも講経がおこなわれた。しかも8年の場合は道慈以下三百余人の僧尼を請じた大規模なもの

であるとすれば、このころには、すでに上宮王院の少なくとも仏殿は完成していたものと思われる、とした。

『東院資財帳』には、天平9年2月22日に光明皇后および行信の施入が認められるところから、講経は天平9年にも、前年と同じく太子の忌日を期して、光明皇后と行信によっておこなわれたと推定する。

E 高田良信『法隆寺Ⅰ〔歴史と古文書〕』（1987）¹³⁾

天平8年2月22日に光明皇后が法隆寺の丈六分に集中して納賜されていることから、『東院縁起』の同日の記事は東院のことではなく、法隆寺の金堂釈迦三尊像を本尊として、聖徳尊霊の奉為に「法華経」の講読をおこなったのを、東院でおこなったかのように記載したものではないか。

天平9年以降、光明皇后や橘古那可智から多くの奉納品があったことは、太子信仰の変遷史のうえでの意義が大きい。特に、光明皇后から天平8年の太子の命日に、法隆寺の丈六分に対して数々の納賜品があったのに対して、それ以降の納賜品は東院に対しておこなわれていることに注目しなければならない。それは、天平9年以降太子を供養する法会の場合、法隆寺の丈六の前から東院の本尊観世音菩薩像の前へ移行したことを示すからである。なお、光明皇后と行信が太子の持物類を天平9年2月22日に奉納していることは、太子を供養する寺としての東院の造営が始まっていたことを傍証するものであるが、『東院縁起』にいう天平11年4月10日とは年代を異にするため、東院の創立は一応天平10年頃とするのが妥当とされている、とする。

F 若井敏明「法隆寺と古代寺院政策」（1994）¹⁴⁾

7世紀から8世紀にかけての法隆寺と宮廷との関係について論じるなかで、奈良時代初頭までの法隆寺は、寺院政策のうえでは一般寺院と変わらない待遇であり、王権との特別な結びつきを想定することはできない。こうした性格に変化が認められるようになるのは、天平期に入ってからである、とする。

それが、『法隆寺資財帳』にみえる天平5年、天平6年、天平8年の施入であり、主体が光明皇后であること、聖徳太子と関係のある施入であることが重要である。天平8年のものは、太子の命日に合わせたもの、同6年も同様の性格とみてよい。この時期に、王権と特別の結びつきをもったことがうかがえる。

『東院資財帳』によれば、資財の奉納時期は、①天平9年2月22日（藤原皇后、津師行信）、②同14年2月16日（正三位橘夫人宅）、③同18年5月16日（同上）であり、ここから同院は天平9年にはすでに成立していた。

『皇太子御斎会奏文』では、「毀而無余基，輦路荒而為岳墳，況々金地，積万獸之曝骸，幽々

宝庭、生千齡之緑苔」るありさまであったが、行信がこれを見て「流涕感嘆」して、春宮坊阿倍内親王に奏聞したところ、天平11年4月10日に藤原房前に命じて上宮王院が造られたとされている。記述の問題点として、房前の存否と、『東院資財帳』からは天平9年2月22日にはすでに寺があることが知られるので、天平11年という紀年には問題があるが、すべてを虚構ともしがたい。

また、天平7年12月20日に春宮坊（阿倍内親王と推定）が、「聖徳尊霊及今見天朝」のために法華経を講読し、施料を施納した。翌天平8年に、行信が皇后宮識大進安宿倍真人等を率い、道慈及僧尼三百余人を請うて、初めてその経を講じ、施料も遣い果たしたという。

つづく、天平19年2月の摂津と播磨の墾田施入記事は、錯簡であろう。これは「此事与天地而無絶、並日月而長栄(略)」という請願が、天平8年の講読の際のものと考えられるためである。法華経講読儀礼は、天平8年以来、毎年行われ、さらに天平19年に「官事」となった。

このように『東院縁起』の記述から、天平8年以来、上宮王院では2月22日に法華経を読む儀礼がおこなわれていたことになるが、『東院資財帳』の記事からもこのことは裏づけられる。

以上から、上宮王院の創建は、2月22日の法華経講読に関係がある。この行事は、天平7年の阿倍内親王の法華経講読に端を発すると考えられるため、上宮王院の造営はそのところに行われ始めていた可能性がある。天平11年4月10日を伽藍の完成した期日とすると、それ以前に完成していた堂において法華経講読がおこなわれたのであり、生前の房前の関与も考えられる。

阿倍内親王による法華経講読が「聖徳尊霊」のためにおこなわれたことと、2月22日も考え合わせると、太子の命日に太子の追善供養をおこなうことが、上宮王院創建の動機であった。

これに関与したのは、行信、阿倍内親王、光明皇后、橘古那可智であり、これらの人たちによる太子追善の寺院であるとみることができる。さらに、『法隆寺資財帳』には、天平8年2月22日に無漏王の奉納が記載されており、無漏王は県犬養橘三千代と美努王の娘で、藤原房前の室である。このように、法隆寺および上宮王院に関係のある女性は、県犬養橘三千代につながる人びとであり、宮内女性であった。彼女たちが聖徳太子信仰を持つようになったのは、宮内女性の法華経信仰が背景にあり、同じ法華経信仰者である太子を追慕するようになったのではないか。

そして、上宮王院は、『東院縁起』に「造院司」とみえることから、国家の造営機関によって造営された、太子の追善儀礼も天平19年から「官事」とされるようになることから、上宮王院は国家により経営される寺院であった、とした。

G 鷲森浩幸「藤原光明子家に関する一考察」（1996）¹⁵⁾

正倉院文書中の「処々雑物出充帳」（『大日本古文書（編年文書）』二五211）の史料的検討をおこない、この文書が神亀4年から同5年の夫人藤原光明子家に関するもので、米・塩など

の重物以外の物資をおさめる蔵の出給状況を一定期間に限って整理・集計したものであることを示す。

この文書の中で、物資の支給者としてみられる官職が、家令、大吏、少吏であることから、家政機関のものであるとし、ここに登場する「家令安宿」が、皇后宮職大進の安宿首真人と同一人物であることを指摘した。安宿真人は、天平6年8月から同9年4月にかけての5通の皇后宮職発注文書に署名しており、当時は正六位上勲十二等であったことが知られている¹⁶⁾。このことから、光明子家の家令であった安宿真人が、皇后宮職成立時に、皇后宮職大進となった、と理解する。

さらに、皇后宮職の官人のありかたを検討し、成立当初は欠員をかかえ、光明子家がそのまま移行したような規模の組織であったが、天平9年以後に十分な組織となっていたことを論証した。

その背景として、天然痘流行による政治的な動揺のなかでの阿倍内親王の立太子において、聖武天皇と光明皇后にとって阿倍を擁護し、官人層の理解を確立していくことが課題であり、光明皇后は、立太子の前後、活発な寺院造営や写経をおこない、娘の擁護をはかる。この頃に光明皇后と皇后宮職に変化がみられるのは明らかであり、組織の強化が密接に関わるのは疑いない。

このような天平9年以後の皇后宮職の組織強化から、法隆寺東院は天平9年頃に阿倍立太子を前提として、その正当性を示すために創建されたと考えられ、背景に以前からの光明皇后、僧行信などと法隆寺の深い関係があった、とする。

H 勝浦令子「称徳天皇の「仏教と王権」―八世紀の「法王」観と聖徳太子信仰の特質―」(1997)¹⁷⁾

『皇太子御齋会奏文』の史料としての問題点をふまえたうえで、天平7・8年の記事に着目する。

- ① 天平7年は、阿倍内親王の私経としての最勝王経の書写が、光明皇后を後見に開始された年であり、女性皇太子への根回しが開始された時期と一致する。
- ② 行信が率いた皇后宮職大進の安宿倍真人は、『正倉院文書』にみえる安宿首真人と同一人物であると考えられ、その活動が判明するのが天平6年から同9年4月にかけてである点も、この齋会の動きが天平7・8年であることと一致する。
- ③ 天平8年2月22日は聖徳太子の命日とされた日であり、この日に光明皇后が法隆寺に多数の物品を施入した点とも符合する(『法隆寺資財帳』)。また、翌天平9年には、上宮王院に藤氏皇后が聖徳法王御持物の経779巻を採して奉納したことが知られている。

以上の点から、天平7年から同8年にかけての動きは一定の史実を反映しているとみられる。皇太子については遡及表現、房前は、天平11年以前から関与していた、とする。

上宮王院造営に向けての法華経講読の法会は、行信の指導による光明子、橘氏など後宮女性

の太子信仰を背景にはしているが、阿倍内親王にとっては、女性皇太子実現のためのデモンストラレーションでもあった。皇后宮職官人の関与から、光明皇后の援助があったことが知られる。

Ⅰ 東野治之「初期の太子信仰と上宮王院」（1997）¹⁸⁾

『東院縁起』は、欠けている『東院資財帳』の縁起部分とみる説もあるが、用語などからすると、やや成立年代は降るとみたほうがよい。ただし、双方を合わせると東院の初期の姿はほぼ判明する。

『東院縁起』は、天平11年の東院造営について述べるが、事実関係の錯誤から疑問が呈されている。しかし、『東院資財帳』では、天平9年に光明皇后や行信による寄進の記事があるので、その前後から進められてきた東院の造営が、大勢として『皇太子御斎会奏文』のいうような時期に完成したことはほぼ承認されてきた。後段の天平7年・8年の記事にみられる講経は、西院伽藍で行われたのかもしれないが、東院がこの時すでに造営途上にあったことは認めてよい。おそらく、藤原房前の生前から造営がはじまっていたため、名前が出たのであろう。

造営の主体は、『縁起』だけをみると房前と阿倍内親王によって進められたようにみえるが、天平9年の寄進者に光明皇后があること、天平14年・18年に橘古那可智による寄進がみえ、西院に対してではあるが、天平8年2月22日に光明皇后と無漏王の寄進がみえることから、東院は三千代につながる女性達が、太子の忌日に『法華経』を講読させるために発願した堂宇であったとする若井敏明の指摘に同意する。

若井は力点を置いていないが、重要な役割を果たしたのは、光明皇后であったと考えられる。この事業に、光明皇后の家政機関である皇后宮職の役人が参画していることが注意される。安宿倍真人は、正倉院文書にみえる安宿首真人と同一人物であり、鷲森浩幸によれば、皇后宮職設置以前は光明子家の家令であった。『東院縁起』のこの箇所は、こうした実在の下級役人の名を記しとどめている点で信頼性が高いといえる。令旨も阿倍内親王が立太子していない以上、皇后の令旨であった可能性が少なくない。

また、房前、房前と無漏王の子である八束の名が見える点は、女性達ばかりでなく男性の存在も見逃せず、この事業は実質的に藤原氏による造営という側面も大きく備えていた。

これを証明するように見えるのが、東院の創建に使用されていた瓦の意匠である。東院の創建期の瓦は法華寺下層（藤原不比等旧邸）で使われていたものと同範のものが主体である。双方の背景に同じ藤原氏の力があったとみるのは自然であろう。

興福寺の西金堂については、皇后宮職主導のもとに天平5年から同6年にかけて造営のおこなわれたことが知られているが、法隆寺東院の造営はそれに並行するか、やや遅れて同様な形で進められたとみてよい。その完成が、一応天平11年ごろであったということになろう。ただ、古代寺院の造営は相当長期にわたるのが通例であり、おそらく中心部以外の造営はなお継続し

ただろう。『東院縁起』の末段に見える「造院司長官」巨勢奈弓麿の位階が、天平20年時点であるのも、造営事業の継続を知る目安となる。

Ｊ 鷺森浩幸「八世紀前半の法隆寺の寺田」(2001)¹⁹⁾

『東院資財帳』の検討から、天平9年2月20日の光明皇后の施入は、聖徳太子の命日の法会に関わることは確実で、『法隆寺資財帳』の施入の記載が天平8年を最後とし、『東院資財帳』の最初が同9年であることから、この時に聖徳太子供養の法会の場合が法隆寺の本体から東院に替わったとし、東院は天平9年の段階で成立していたとする高田良信の見解と、『東院縁起』の記事（後掲の（2））をもとに、天平8年には、光明皇后は法隆寺（西院）に物資の施入をおこなっただけで、東院で忌日の法会がおこなわれ、天平8年に東院はすでに存在したとする林幹弥の説を紹介したうえで、『皇太子御斎会奏文』における以下の記事を時系列に検討する。

（1）天平7年12月10日、春宮坊（阿倍内親王）が、聖徳尊霊（聖徳太子）と今見天朝（聖武天皇）のために、法華経を講読した。

（2）天平8年2月22日、行信が皇后宮職大進安宿倍真人らを率いて、道慈などを請して法華経を講読した。

（3）斑鳩宮の荒廃を悲しんだ行信が、阿倍内親王に奏上して、天平11年4月10日、藤原掇（房）前朝臣に東院を創立させた。

（1）について、『法隆寺資財帳』では、天平6年、8年には聖徳太子供養のための法会がみえるが、天平7年の法会は、他の史料による裏付けがえられない。

（2）について、行信の関与は『東院資財帳』からもうかがえる。皇后宮職大進安宿倍真人も正確な記載であり、勝浦令子の指摘のように少なくとも天平6から同9年にかけて、皇后宮職大進であった。道慈については不明であるが、光明皇后が法隆寺と深い関わりを有していたことは確かめられる。

以上から（2）の記載は、何らかの事実にもとづいている。しかし、『東院資財帳』には、天平9年以降の施入しかみられないことから、高田良信のように天平9年に法会の場所が変更されており、（2）は、法隆寺本体での法会に関する情報を、東院でおこなったかのように取り込んだもの、とする。

（3）については問題も多く、阿倍内親王は『東院資財帳』と『法隆寺資財帳』からは、関与がうかがえない。若井敏明は、年代はともかく成立の事情は信用してよいとしている。

鷺森はここで、皇后宮職系統の写経所が行信に大般若経を奉請（貸し出し）したことを示す送り状（「大般若経奉請状」『大日本古文書（編年文書）』七254）をあげ、行信が当時どこにいたのか（経がどこへ奉請されたのか）は不明であるが、その時期（天平11年4月18日から天平11年4月30日）と、この経が当時福寿寺に備えるために書写されていたものであること

に注目する。山下有美は、福寿寺の創建が、天平10年1月の阿倍内親王立太子にともなう動向の一端であることを指摘しているが²⁰⁾、このことから（3）に阿倍の名がみえること、また（3）は東院の成立（たとえば、堂の完成）を示すのではないにしても、東院における何らかの重要なできごとを伝えており、房前の関与は置くとして、年代も含め何らかのもととなる事実の存在がある、とする。

また、行信が大般若経を借用していた期間は、12日間でこの間に写経したとは考えにくく、何らかの法会に使用したもので、大般若経は、護国經典であり、阿倍立太子を正当化するデモンストレーションとして、「皇太子」である聖徳太子の斑鳩宮跡である東院で法会がおこなわれたのであろうとした。

3 小 結

A～Jの諸論で言及された各史料の記述を、矛盾点も含め時系列に整理すると、以下のような経過がおおむね認められる。

- ① 天平6年2月・3月 光明皇后、丈六仏へ施入（『法隆寺資財帳』）
- ② 天平7年12月20日 阿倍内親王、聖徳尊霊・今見天朝のための法華経講読に施入（『東院縁起』）
- ③ 天平8年2月22日 行信、皇后宮職大進安宿倍真人等を率い、道慈・僧尼三百余人法華経講読（『東院縁起』）。光明皇后・無漏王、丈六仏へ施入（『法隆寺資財帳』）
- ④ 天平9年2月20日 光明皇后・行信、東院へ施入（『東院資財帳』）
- ⑤ 天平11年4月10日 斑鳩宮の荒廃を憂いた行信、阿倍内親王に奏上。藤原房前により東院創立（『東院縁起』）
- ⑥ 天平19年2月29日 造院司長官巨勢奈弓磨（『東院縁起』）

②天平7年12月20日の記事について、論者の多くは『東院縁起』の読みに従い、阿倍内親王がこの日に法華経の講読をおこなったとするが、東野治之は「天平七年十二月二十日に、「春宮坊」（阿倍内親王）が、聖徳太子や今上天皇（聖武）のために『法華経』を講読させる用途を寄進し、令旨により、翌八年の二月二十二日、太子の命日を期して、その講読が実現された」とする点が注意される（Iおよび前掲『皇太子御齋会奏文』書き下し文）。

③天平8年2月22日の法華経講読が東院でおこなわれたのか、西院でおこなわれたものを、東院として記載したのか議論が分かれる。しかし、一連の動向を東院造営の流れととらえ、遅くとも天平9年には東院の造営がおこなわれはじめていたことには大方の異論がないようである。

『東院縁起』（『皇太子御齋会奏文』）は、史料として多くの問題点を含むが、③にみえる皇后宮職大進安宿倍真人の活動が正倉院文書にみえ、その期間も天平6年から同9年と両者が整合的であること、下級官人の名が記されていることから史料としての有用性が支持されている。

⑤については、天平11年4月10日という期日が東院造営のどの段階に対応するのかが問題となるが、鷲森浩幸の分析により、至近の期間に行信によって何らかの法会がおこなわれた可能性が示唆されている（J）。

なお、造営期間については、太田博太郎が『東院資財帳』の記載に「瓦葺僧房式間。長各五丈。今院家新造者」とあることから、『東院資財帳』の書かれた天平宝字5年10月をあまり遡らないときに、僧坊が最後にできたとしてよい、としていることにも注意しておきたい²¹⁾。

史料のうえでは、東院の造営は阿倍内親王によりおこなわれたとされる。一方で、天平8年2月22日の法会に際し、皇后宮職大進安宿倍真人が参画していること、この日光明皇后により法隆寺への施入がみられることから、この齋会が光明皇后の意向によるものであり、天平9年2月22日の太子忌日に光明皇后による東院への施入が見られることも、東院の造営に際して光明皇后の関与がうかがわれる。

これら一連の経過の関係者には、光明皇后、阿倍内親王、無漏王、橘古那可智の名がみえ、東院は県犬養橘三千代につらなる女性達との関係が深く、太子の忌日である2月22日に法華経を講読するために発願した堂宇であり、斑鳩宮の故地に建てられた。彼女達は宮廷の女性であり、宮廷女性の法華経信仰を背景として、法華経の信仰者である聖徳太子信仰と結びついたものである。同時に、阿倍内親王立太子に向けての政治的な意味の一端を担っていた。

また、藤原房前、八束の名が見えることは、藤原氏による造営事業という側面ももっていたことが示唆される。

以上が、文献史料による研究の現状のおおよそのまとめである。

光明皇后および皇后宮職と東院との関係は、冒頭に述べたように造瓦のありかたからも確認できる。また、藤原氏による造営事業という視点は、興福寺など他グループの造営事業のありかたとその変質を考える上でも重要な視点となろう²²⁾。

ところで、勝浦令子は、巨勢奈豆麿が造院司長官であったことには特にふれていないが、阿倍内親王との関係において、春宮大夫であったことを指摘している²³⁾。『統紀』天平11年4月21日条に、民部卿兼春宮大夫とみえ、勝浦は奈豆麿が初代春宮大夫で、吉備真備が春宮大夫となる天平15年6月まで務めたとする。

巨勢奈豆麿は、恭仁宮造営時の造宮卿（『統紀』天平13年9月8日条）であり、このことは軒瓦の系譜からも関心が寄せられている²⁴⁾。さらに、造仏像司長官（『統紀』天平9年8月23日条）であったことも知られており²⁵⁾、奈豆麿が阿倍内親王および寺院・宮殿造営事業と関わり深い人物であったことは、今後も注意しておきたい。

註

- 1) 次山 淳「光明皇后の造営事業と造瓦ノート（1）法隆寺東院の創建瓦」『富山大学人文学部紀要』第75号、富山大学人文学部、2021
- 2) 軒瓦の瓦範型式の記載は、平城宮・京において設定された型式番号を用いる（奈良国立文化財研究所『平城京・藤原京出土軒瓦型式一覧』1996ほか）。
- 3) 本郷真紹「奈良・平安時代の宗教と文化」『日本史講座』第2巻 律令国家の展開、東京大学出版会、2004。吉川真司『聖武天皇と仏都平城京』天皇の歴史第2巻、講談社、2011（同『聖武天皇と仏都平城京』天皇の歴史2、講談社学術文庫2482、講談社、2018）など。
- 4) 奈良六大寺大観刊行会編『奈良六大寺大観』第5巻、岩波書店、1971。（財）鈴木学術財団『大日本佛教全書』第85巻 寺誌部三、1972。法隆寺昭和資財帳編纂所『法隆寺史料集成』1、ワコー美術出版、1983。
- 5) 藤井由紀子「『皇太子御齋会奏文』の史料性－法隆寺東院をめぐる縁起史料の再検討－」『日本古代史研究と史料』青史出版、2005。東野治之「法隆寺献納宝物 皇太子御齋会奏文の基礎的考察」『MUSEUM』607号、東京国立博物館、2007（東野治之『大和古寺の研究』塙書房、2011）。
- 6) 竹内理三編『寧楽遺文』中巻 宗教編・経済編上、東京堂出版、1962。法隆寺昭和資財帳編纂所『法隆寺史料集成』1、ワコー美術出版、1983。
- 7) 竹内理三編『寧楽遺文』中巻 宗教編・経済編上、東京堂出版、1962。法隆寺昭和資財帳編纂所『法隆寺史料集成』1、ワコー美術出版、1983。
- 8) 東野治之「法隆寺献納宝物 皇太子御齋会奏文の基礎的考察」（前掲註5）
- 9) 喜田貞吉「斑鳩宮と斑鳩寺とに関する雑考」『夢殿』第2冊、鶴故郷舎、1931（同『法隆寺論攷』地人書館、1940、同『喜田貞吉著作集』7 法隆寺再建論、平凡社、1982）
- 10) 太田博太郎「東院伽藍」『奈良六大寺大観』第5巻、岩波書店、1971
- 11) 高田良信「聖徳太子信仰の展開－特に法隆寺を中心として－」『聖徳太子研究』第7号、聖徳太子研究会、1973
- 12) 林幹弥「上宮王院（法隆寺東院）について」『歴史地理』第93巻第2号、日本歴史地理学会、1977（林幹弥「法隆寺と上宮王院（法隆寺東院）」『太子信仰の研究』吉川弘文館、1980）
- 13) 高田良信『法隆寺Ⅰ〔歴史と古文書〕』日本の古寺美術1、保育社、1987
- 14) 若井敏明「法隆寺と古代寺院政策」『続日本紀研究』288号、続日本紀研究会、1994
- 15) 鷲森浩幸「藤原光明子家に関する一史料」『続日本紀研究』305号、続日本紀研究会、1996
- 16) ①「天平六年八月五日皇后宮職移」（一585）、②「天平六年八月十日皇后宮職移」（一585・586）、③「天平七年七月二十九日皇后宮職移」（一628）、④「天平七年八月九日皇后宮職移」（一629）、⑤「天平九年四月六日皇后宮職移」（二28・29）。①～④において名の記載は無いが、位階・官職からみて真人であることは間違いなしとする。()内は『大日本古文書』の収録巻数・頁。
- 17) 勝浦令子「称徳天皇の「仏教と王権」－八世紀の「法王」観と聖徳太子信仰の特質－」『史学雑誌』第106編第4号、史学会、1997（勝浦令子『日本古代の僧尼と社会』吉川弘文館、2000）
- 18) 東野治之「初期の太子信仰と上宮王院」『聖徳太子事典』柏書房、1997（東野治之『大和古寺の研究』塙書房、2011）
- 19) 鷲森浩幸「八世紀前半の法隆寺の寺田」『日本古代の王家・寺院と所領』塙書房、2001
- 20) 山下有美「写経機構の変遷」『正倉院文書と写経所の研究』吉川弘文館、1999
- 21) 太田博太郎『南都七大寺の歴史と年表』岩波書店、1979
- 22) 吉川真司「天皇家と藤原氏」『岩波講座 日本通史』第5巻 古代4、岩波書店、1995
- 23) 勝浦令子「孝謙・称徳天皇－出家しても政を行ふに豈障らず－」ミネルヴァ日本評伝選、ミネルヴァ書房、2014
- 24) 岡本東三「屋瓦」『平城宮発掘調査報告XⅠ』奈良国立文化財研究所30周年記念学報第40冊、奈良

国立文化財研究所, 1982

25) 武者小路稜『天平芸術の工房』教育社歴史新書〈日本史〉32, 教育社, 1981 (武者小路稜『天平芸術の工房』宝蔵館文庫, 宝蔵館, 2021)

参考文献

大山誠一『長屋王家木簡と金石文』吉川弘文館, 1998

近藤有宣「法隆寺東院の救世観音像安置について」『日本歴史』第 654 号, 吉川弘文館, 2002

田中嗣人『聖徳太子信仰の成立』古代史研究選書, 吉川弘文館, 1983

東野治之「聖徳太子から光明皇后へ―太子信仰の系譜」『飛鳥のほとけ 天平のほとけ』朝日百科 日本の国宝 別冊 国宝と歴史の旅 1, 朝日新聞社, 1999 (東野治之「初期の太子信仰と上宮王院」『日本古代史科学』岩波書店, 2005)

東野治之「橘夫人厨子と橘三千代の浄土信仰」『MUSEUM』565 号, 東京国立博物館, 2000 (東野治之『日本古代史科学』岩波書店, 2005)

長岡龍作「仏像をめぐるいとなみ―上代法隆寺を場として考える」『講座 日本美術史』4 造形の場, 東京大学出版会, 2005

中野 聰「法隆寺上代彫像機能論―西円堂薬師如来像の再検討へ向けて―」『機能論―つくる・つかう・つたえる』仏教美術論集 5, 竹林舎, 2014

中野 聰「行信僧都像」『法隆寺―美術史研究のあゆみ―』里文出版, 2019

藤井恵介『法隆寺Ⅱ [建築]』日本の古寺美術 2, 保育社, 1987

増尾伸一郎「上宮王院と法隆寺僧行信―奈良時代前期における太子信仰の一面」『変貌する聖徳太子 日本人は聖徳太子をどのように信仰してきたか』平凡社, 2011

松浦正昭『飛鳥白鳳の仏像 古代仏教のかたち』日本の美術 No.455, 至文堂, 2004

森下和貴子「救世観音像」『法隆寺―美術史研究のあゆみ―』里文出版, 2019

東京国立博物館『特別展 法隆寺献納宝物』1996

奈良国立博物館・東京国立博物館他編『聖徳太子と法隆寺』読売新聞社他, 2021

本研究は、JSPS 科研費 JP21K00951 の助成を受けたものです。